

# 情報ファイル

INFORMATION

## 税



### 4月から 市税などをコンビニで 納めることができます

4月より発送する市税等納付書から、コンビニエンスストアで納めることができます。

これにより、いつでも気軽に税金などの納付ができます。

対象となる方には、年度当初の納税通知書などに利用案内を同封しますのでご利用ください。なお、3月以前に送付したもののについては、従前どおりの取り扱い窓口となりますので、ご注意ください。

**対象税目など** 個人市県民税（普通徴収者）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、市営住宅・借上公共賃貸住宅家賃

**対象者** 1回の納付額が30万円以下の口座振替未利用の方  
**取扱可能店** サークルK、サンクス、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ココストア、デイリーヤマザキ、ローソンなど

### 問合せ先

■ 困り納グループ  
☎ 52-111111（内線241～243・259）



### 国民健康保険税 第7期納期限は 2月2日(月)です

国民健康保険税（国保税）は、皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。必ず納期限内に納めましょう。

国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関に向いて国保税を納める必要がなく、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

口座振替の申込用紙は、市内の金融機関または市民窓口グループにあります。

また、第3期の納税通知書に申込用紙を同封しましたので、

### ご利用ください。

なお、口座振替をご利用の方は、残高をご確認ください。

### 問合せ先

■ 困り窓グループ  
☎ 52-111111（内線216・261）

### 所得額にかかわらず 申告してください

※各種軽減などの措置が受けられる場合があります

※国保・長寿（後期高齢者）医療の加入者は全員所得申告を

「私は所得が少なく、申告の義務がないから」などといって申告をしないと、適正な国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が算定できません。

被保険者の総所得金額が法律で定められた金額以下の場合や市民税が非課税の場合など、一定の要件を満たすと保険税または保険料の軽減や入院の際の食事療養費標準負担額の減額、高額療養費にかかる自己負担限度額が少なくなる制度があります。しかし、申告がされてないと、この制度に該当するかどうか判定ができず、せっかく有利になる制度を利用できないことがありますので、忘れずに申告をし

### してください。

### 問合せ先

■ 困り窓グループ  
☎ 52-111111  
・ 国民健康保険担当（内線216・261）  
・ 後期高齢者医療担当（内線227・217）

### 国民健康保険 出産育児一時金の支給額が 38万円になりました

1月1日から産科医療補償制度が創設されたことを受け、国民健康保険の被保険者が、1月1日以降、本制度に加入する医療機関などで分娩した場合にあっては、特別な場合を除き、出産育児一時金の額を現行の35万円に3万円を加算して支給します。

詳細は、お問い合わせください。  
**問合せ先**  
■ 困り窓グループ  
☎ 52-111111（内線216・261）

